

# 岐阜県公報

第二千五百二十九号  
平成二十六年三月十四日

(金曜日)

## 目次

### 告示

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正	(法務・情報公開課)	一五三
公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	(環境管理課)	一五三
有害図書類の指定	(男女参画青少年課)	一五四
県道の路線廃止	(道路維持課)	一五四
道路の区域変更	(同)	一五四
道路の供用開始	(同)	一五七
公 示		
特定非営利活動法人の定款変更認証申請	(環境生活政策課)	一五八
大規模小売店舗の廃止の届出に関する件	(商業流通課)	一五八
県営土地改良事業の換地処分	(農地整備課)	一五八
公共測量の実施	(用地地課)	一五九
開発行為の工事の完了	(建築指導課)	一五九
落札者等に関する公示	(農業大学校)	一五九

## 告示

岐阜県告示第百六号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示(平成七年岐阜県告示第二百十六号)の一部を次のように改正し、平成二十六年に実施する試験から適用する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

別表一中

知識試験の得点及び技能試験の減点

同上

知識試験の得点及び技能試験の科目別減点

岐阜県告示第百七号

別表二(県立高等学校入学者選抜の項中)「岐阜県告示の日から」を「結果通知の日から」に改める。

岐阜県告示第百七号

環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項の規定により、別表の水域の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型(水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「環境庁告示」という。))別表二に掲げる類型をいう。

以下同じ。)を別表の該当類型の欄に掲げるとおり指定するとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

別表

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水 域	該当類型	達成期間	備 考
可児川 (全域)	生物B	直ちに達成	木曾川水域
加茂川 (全域)	生物B		
新境川 (全域)	生物B		
伊自良川 (全域)	生物B	直ちに達成	長良川水域
鳥羽川 (全域)	生物B		
糸貫川 (乙井樋門より下流)	生物B		
荒田川 (全域)	生物B		
境川 (全域)	生物B		
桑原川 (全域)	生物B		

備考 該当類型の分類は、環境庁告示別表2の1の(1)河川(湖沼を除く。)の表の類型を示す。

岐阜県告示第百八号

岐阜県青少年健全育成条例(昭和三十五年岐阜県条例第三十七号)第十一条第一項の規定により次のものを有青図書類として指定した。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

1 指定図書類

種 類	図 書 類 の 題 名	月 日 号 等	発行所、制作者名
雑 誌	チャンプロード	2014. 4月号	柳 笠 倉 出 版 社

2 指定年月日  
平成26年3月14日

3 指定理由

著しく犯罪又は自殺を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害するおそれがあるものと認められる。

岐阜県告示第百九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定により、県道の路線のうち次の路線を廃止したので、同条第三項において準用する同法第九条の規定により告示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

整理番号	路線名	起 点		経 過 地	備 考
		起 点	終 点		
264	中之元郷線	揖斐郡大野町公郷	同 郡 同 町 中 之 元		

岐阜県告示第百十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
古川江川津宇津四十八線 高山市国府町宇津江字中村一五二七番一地从先から		路線名	
同市同 洞一六三三番一地从先まで		区 間	
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
一〇・八 一・五七	五・八 三・七	ル(メイト)	ル(メイト)
六七・五〇	六七・五〇	ル(メイト)	延長
			備考

岐阜県告示第百十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一般国道		道の種類	
四百十八号		路線名	
同市同 五番一〇地从先まで		区 間	
山県市中洞字上神野二七九番三地从先から			
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
一〇・八 一・五七	五・八 三・七	ル(メイト)	ル(メイト)
六七・五〇	六七・五〇	ル(メイト)	延長
			備考

後B	一六・八 三・五〇	四四・〇
----	--------------	------

岐阜県告示第百十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
墨波線 岐阜保		路線名	
瑞穂市穂積字タリ長良川右岸堤防敷地先（三三三三六番六）から		区 間	
同市同 右岸堤防敷地先（三〇六四番一）まで			
後	前	区域変更前後	員敷地の幅
六・七 二・六	六・七 一・五〇	ル(メイト)	ル(メイト)
三三〇・〇	三三〇・〇		備考

岐阜県告示第百十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		路線名		区 間		区域 変更 前後		敷地の幅 員（メートル）		延長 （メートル）		備考													
岐 阜 県 道	松 原 公 園 自 転 車 道	瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先（三二五 六番四）から	同 市同 字同 長良川 右岸堤防敷地先（三二五 六番四）まで	前	後	三・八 三・九	三・九 三・九	三・七 三・七	三・七 三・七	B A A 前A 後 前 後 前	三・九 三・九	一四七・四 一四七・四	B A A 前A 後 前 後 前												
				瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）から	同 市同 字同 長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）まで	三・九 三・九	三・九 三・九	三・七 三・七	三・七 三・七																
		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）から	同 市同 字同 長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）まで	三・九 三・九	三・九 三・九	三・七 三・七	三・七 三・七	B A A 前A 後 前 後 前	三・九 三・九					一四七・四 一四七・四	B A A 前A 後 前 後 前	三・九 三・九	一四七・四 一四七・四	B A A 前A 後 前 後 前							
		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）から	同 市同 字同 長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）まで	三・九 三・九	三・九 三・九	三・七 三・七	三・七 三・七																		
		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）から	同 市同 字同 長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）まで	三・九 三・九	三・九 三・九	三・七 三・七	三・七 三・七												B A A 前A 後 前 後 前	三・九 三・九	一四七・四 一四七・四	B A A 前A 後 前 後 前	三・九 三・九	一四七・四 一四七・四	B A A 前A 後 前 後 前
		瑞穂市穂積字タリ長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）から	同 市同 字同 長良川 右岸堤防敷地先（三〇七 六番一）まで	三・九 三・九	三・九 三・九	三・七 三・七	三・七 三・七																		
う分地すに係B A をのる表図は及 い区敷示面及び																									

岐阜県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		路線名		区 間		区域 変更 前後		敷地の幅 員（メートル）		延長 （メートル）		備考	
大 巢 岐	野 南 阜 線	揖斐郡大野町大字下礪ら 宮前二〇四番一地先から	同 郡同 町大字小衣斐 大前町三〇四番一地先	前	後	六・〇 四・〇	六・〇 四・〇	四六〇・〇 四六〇・〇	四六〇・〇 四六〇・〇	後 前	六・〇 四・〇	四六〇・〇 四六〇・〇	川田揖斐池 線と大野 部重用
				揖斐郡大野町大字下礪ら 宮前二〇四番一地先から	同 郡同 町大字小衣斐 大前町三〇四番一地先	六・〇 四・〇	六・〇 四・〇	四六〇・〇 四六〇・〇	四六〇・〇 四六〇・〇				

県道		路線名		区 間		区域 変更 前後		敷地の幅 員（メートル）		延長 （メートル）		備考	
大 真 北	野 正 方 線	揖斐郡大野町大字五之里 字天王一六〇番二地先か ら	同 郡同 町大字同 字板井街道三八四番地先 まで	前	後	一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	六〇〇・〇 六〇〇・〇	六〇〇・〇 六〇〇・〇	前	一〇・〇 三・〇	六〇〇・〇 六〇〇・〇	終点の 変更
				揖斐郡大野町大字五之里 字天王一六〇番二地先か ら	同 郡同 町大字同 字板井街道三八四番地先 まで	一〇・〇 三・〇	一〇・〇 三・〇	六〇〇・〇 六〇〇・〇	六〇〇・〇 六〇〇・〇				

揖斐郡大野町大字五之里 字天王一六〇番二地先か ら
後
三・〇 二五・〇
三〇・〇

岐阜県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	白下 川呂線	加茂郡白川町和泉字中山 二七七番一地从先から 同 郡同 町同 字同 二八九番一地从先まで	前	一〇・七 三・九	八・〇	
			後	一三・六 一・三	八・〇	

岐阜県告示第百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長	敷 員	延 長	備 考
県道	美神 濃野線	関市西神野字池ヶ洞五八三番 一地从先から 同市同 字八神下六二〇番 一地从先まで	三・七	三・七	三・七	
			三・七	三・七	三・七	

岐阜県告示第百十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十六年三月十四日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長	敷 員	延 長	備 考
一般 国道	二百四十 八号	美濃加茂市田島町二丁目三三 〇二番三地从先から 同 市太田町七七六番二 二地从先まで	二五・〇	二五・〇	二五・〇	
			二五・〇	二五・〇	二五・〇	

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年二月二十日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人岐阜立志教育支援プロジェクト

三 代 表 者 の 氏 名 井上 武

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市加納寿町四丁目一番地ラブリークイーン株式会社内

五 定款に記載された目的 この法人は、子ども・教師・保護者など、志育を志す

人達に対して、子どもの夢・志を育成する立志教育に関する事業を行い、地域社会の活力向上・子どもの立志力向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成二十六年三月三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人さくらゆき

三 代 表 者 の 氏 名 依田 充朗

四 主たる事務所の所在地 岐阜県岐阜市日野東二丁目二番一三

五 定款に記載された目的 この法人は、岐阜町及びその近隣地域に居住する身体または知的な障害を有した者に対する生活介護及び就労支援の実施と、地元企業との連携を併せて展開することにより、安定的かつ継続的な就労の場と労働力とを相互に提供しあう社会共同体の創出を目指し、当該者の創作的かつ生産的な生活の支援、健やかに暮らせる総合的な地域福祉コミュニティ（ネットワーク）の構築に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出者の氏名又は名称 岐阜興業株式会社

二 建物の名称及び所在地 ブラザナガモリ

岐阜市水海道二丁目六番一九号

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業瑞浪東部地区桜堂上区の換地処分を平成二十六年三月六日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（公共基準点整備）

三 作業期間

平成二十六年三月一日から

同 年三月二十八日まで

四 作業地域

可児市室原

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可（変更許可）番号及び年月日 岐阜県指令岐西建築第九三号の二五 平成二六・一・二〇	開発区域又は工区に含まれる地域の名称 羽島市上中町長間字村内一三六三番、一三六五番二及び一三六七番	公共施設の 種類	公共施設の 位置及び区 域	開発許可を受けた者の住所及び氏名 羽島市上中町長間一三四一番地 不破 弘
同岐西建築第九四号の一 同 一五・九・二五	瑞穂市野田新田字宮東三九二番	道路	同	瑞穂市馬場春雨町一丁目一番地 有限会社グリーンヴィラー穂積 代表取締役 若原 久稔
同西建築第八一号の一 同 二五・三・一九 同岐西建築第一〇〇号の二 同 二五・九・二六	安八郡安八町北今ヶ淵字青効二一五番及び一一八番一	道路	同	大垣市寿町三三番地 大安建設株式会社 代表取締役 稲川 哲彦

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第

百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十六年三月十四日

岐阜県知事 古田 肇



- 1 調達物品等の名称及び数量 岐阜県立国際園芸アカデミー情報システム機器等調達  
(賃貸借) 及び保守運用管理業務委託 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成25年12月27日
- 4 落札者を決定した日 平成26年 2月 6日
- 5 落札者の住所及び氏名 大垣市加賀野四丁目1番地の 9  
共立コンピュータサービス株式会社  
取締役社長 土屋 良郎
- 6 落札金額 30,456,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
(1) 部局の名称 岐阜県立国際園芸アカデミー 管理調整係  
(2) 所 在 地 可見市塩1094番地 8

平成二十六年三月十四日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二百一十一番一号  
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 一 岐阜文芸社